

**新最終処分場建設工事  
実施方針**

**平成 29 年 8 月 10 日**

**菊池環境保全組合**

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>用語の定義</b>	1
<b>第 2</b>	<b>事業内容に関する事項</b>	2
1.	事業名	2
2.	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	2
3.	公共施設等の管理者	2
4.	目的	2
5.	本施設の概要	2
6.	事業方式	2
7.	事業契約の形態	3
8.	事業期間	3
9.	事業の対象となる業務範囲	3
10.	事業者の収入	3
11.	組合が適用を予定している交付金について	4
12.	関係法令等の遵守	4
13.	事業スケジュール（予定）	4
<b>第 3</b>	<b>事業者の選定及び公表に関する事項</b>	5
1.	選定基準	5
2.	選定方法	5
3.	選定結果の公表	5
<b>第 4</b>	<b>事業者の募集及び選定に関する事項</b>	6
1.	事業者の募集及び選定方法	6
2.	募集及び選定の手順	6
3.	参加資格要件	9
4.	応募者の審査及び落札者の選定	13
5.	落札後の手続き	13
<b>第 5</b>	<b>事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b>	14
1.	想定されるサービスの水準・仕様	14
2.	想定されるリスクの分担	14
3.	組合による事業の実施状況の監視	14
<b>第 6</b>	<b>公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b>	15
1.	敷地面積及び配置	15
2.	都市計画事項	15
<b>第 7</b>	<b>事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b>	16
1.	係争事由に係る基本的な考え方	16
2.	管轄裁判所	16
<b>第 8</b>	<b>事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b>	17
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
2.	組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4.	その他	17
<b>第 9</b>	<b>その他事業の実施に関し必要な事項</b>	18
1.	議会の議決	18

2.	情報提供	18
3.	応募に伴う費用負担	18
4.	本実施方針に関する担当部署	18

## 第1 用語の定義

新最終処分場建設工事では、次のように用語を定義する。

組合	: 菊池環境保全組合をいう。
本事業	: 新最終処分場建設工事をいう。 (または、整備ともいう。)
本施設	: 本事業において設計・建設される最終処分場をいい、埋立地、浸出水処理施設、門・囲障設備、駐車場、構内道路等の建設用地内設備、建築物及びその付帯設備をいう。
事業者	: 組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
応募者	: 本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
入札参加者	: 本事業の資格審査通過者のうち、入札書及び事業提案書（総称して「提案書類」という。）を期限内に提出した者をいう。
構成員	: 応募者を構成する企業（代表企業を含む。）をいう。
代表企業	: 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
落札者	: 組合が設置する「新環境工場等整備及び運営事業者選定委員会（最終処分場）」（以下、「事業者選定委員会」という。）から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本組合が決定した入札参加者をいう。
最終処分場建設用地	: 本事業を実施する敷地をいう。
事業実施区域	: 本事業を含め、本組合が新たなごみ処理施設の整備及び運営を実施する敷地をいう。
入札説明書	: 本事業の入札に参加する者に対して、組合が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
入札説明書等	: 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書などの書類をいう。

実施方針添付資料

実施方針添付資料-1 事業実施区域

実施方針添付資料-2 リスク分担（案）

## 第2 事業内容に関する事項

### 1. 事業名

新最終処分場建設工事

### 2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 新最終処分場

種 類 一般廃棄物最終処分場

### 3. 公共施設等の管理者

菊池環境保全組合 組合長 後藤 三雄

### 4. 目的

新最終処分場の建設工事については、隣接する熊本市を中心とした人口増加傾向を維持している本組合管内地域の将来動向を考慮する。また、恒久的に安定したごみ処理行政を推進していくために、近年の処理技術の向上を最大限に取り入れ、周辺地域との調和・共生を重視し、可能な限りの地域還元を図る。さらに、周辺住民が安心できる施設整備を目指すこととする。

また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

### 5. 本施設の概要

本施設の概要を示す。

名 称：新最終処分場		
建設予定地：熊本県合志市幾久富地区（実施方針添付資料－1 参照）		
事業実施区域面積：約 20 万 m <sup>2</sup> 、最終処分場建設用地面積：約 3 万 m <sup>2</sup>		
最終処分場	埋立地	1) 埋立容量：埋立廃棄物 約 13 万 m <sup>3</sup>
		2) 埋立期間：20 年間(平成 33 年 4 月～平成 53 年 3 月(予定))
		3) 埋立構造：準好気性埋立構造
		4) 埋立廃棄物：焼却灰、焼却飛灰、破碎不燃物
		5) 処分場型式：クローズド型処分場 (浸出水循環無放流)
	浸出水処理施設	処理能力：25m <sup>3</sup> /日
	関連施設	門・囲障設備、駐車場、構内道路 等

### 6. 事業方式

本事業においては、最終処分場（浸出水処理施設を除く）は、組合が作成した実施設計図書に基づき建設を行い、浸出水処理施設は、事業者の提案に基づき設計・建設を行う。

## 7. 事業契約の形態

### 1) 建設工事請負契約

組合は、事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者と締結する。

### 2) 運営維持管理契約

組合は、別途、設計・建設中に事業者選定手続きを行い、運営維持管理契約を締結する。

## 8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間：事業契約締結日から平成33年3月まで

## 9. 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び組合が行う業務の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

### 1) 事業者が行う業務

#### ① 本施設の設計に関する業務

ア. 浸出水処理施設の設計

イ. 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査（提示する調査結果は入札説明書等に記載予定。また、想定外の事由が確認された場合、組合にて精査後、別途協議可能とする。）

ウ. 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援

エ. 組合が行うその他許認可申請支援

オ. その他これらを実施する上で必要な業務

#### ② 本施設の建設に関する業務

ア. 本施設の建設

イ. 建設工事に係る許認可申請等

ウ. その他これらを実施する上で必要な業務

### 2) 組合が行う業務

#### ① 本施設の設計・建設に関する業務

ア. 埋立地及び関連施設（以下「埋立地等」という。）の設計

イ. 用地の確保

ウ. 近隣対応

エ. 本施設の交付金申請手続

オ. 本施設の設計・建設の監督

カ. その他これらを実施する上で必要な業務

## 10. 事業者の収入

組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、事業費を建設事業者に支払う。詳細は事業契約書（案）に記載する。

## 11. 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

## 12. 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。なお、関係行政庁に対する個別の照会は行ってはならない。

## 13. 事業スケジュール（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1) 落札者の決定    | 平成 30 年 2 月下旬     |
| 2) 仮契約の締結    | 平成 30 年 3 月中      |
| 3) 契約議案の議会議決 | 平成 30 年 3 月中      |
| 4) 事業契約の締結   | 平成 30 年 3 月中      |
| 5) 本施設の設計・建設 | 契約締結日～平成 33 年 3 月 |

### **第3 事業者の選定及び公表に関する事項**

#### **1. 選定基準**

入札価格が予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、事業者選定委員会は総合評価点を基に落札候補者を選定する。

総合評価点が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を選定する。

#### **2. 選定方法**

本事業を実施する事業者選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会において技術提案内容を評価する。評価結果に基づいて技術評価点を付与する。技術評価点と価格評価点を加えて総合評価点を算出する。なお、審査手順、評価項目等は、落札者決定基準による。詳細は、落札者決定基準書に記載する。

#### **3. 選定結果の公表**

事業者の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、事業者の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果は、平成30年2月に公表する。

## 第4 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ入札参加者の提案内容が、技術的観点等から組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

### 2. 募集及び選定の手順

#### 1) 募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内容	日程
①実施方針の公表	平成 29 年 8 月 10 日 (木)
②実施方針に関する質問・意見の受付	平成 29 年 8 月 16 日 (水) ~9 月 6 日 (水)
③実施方針に関する質問・意見回答の公表	平成 29 年 9 月 22 日 (金)
④入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 29 年 9 月 29 日 (金)
⑤第 1 回入札説明書等に関する質問の受付	平成 29 年 10 月 13 日(金)~ 10 月 17 日(火)
⑥第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 29 年 10 月 20 日 (金) 予定
⑦入札参加資格審査書類の受付	平成 29 年 10 月 23 日 (月) ~10 月 31 日 (火)
⑧入札参加資格審査結果の通知	平成 29 年 11 月 6 日 (月)
⑨第 2 回入札説明書等に関する質問の受付	平成 29 年 11 月 15 日 (水) ~12 月 6 日 (水)
⑩第 2 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 29 年 12 月 13 日 (水) 予定
⑪提案書類の受付	平成 29 年 12 月 21 日 (木) ~12 月 28 日 (木)
⑫落札者決定及び公表	平成 30 年 2 月下旬
⑬事業契約仮契約の締結	平成 30 年 3 月中
⑭事業契約本契約の締結	平成 30 年 3 月中

#### 2) 実施方針に関する質問、意見の受付及び回答

実施方針についての質問、意見は下記のとおり受付及び回答を行う。また、質問、意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

##### ① 受付期間

実施方針公表日から平成 29 年 9 月 6 日 (水) 17:00 までとする。

##### ② 提出方法

実施方針と同時にホームページに公表する別添様式 (Microsoft Excel 形式) に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

7. 送付先

菊池環境保全組合 建設推進課

④ Email

kensetsu2@kikunanseisou.or.jp

⑤ タイトル

「(提出者名) - 実施方針に関する質問、意見」

⑥ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

③ 回答の公表

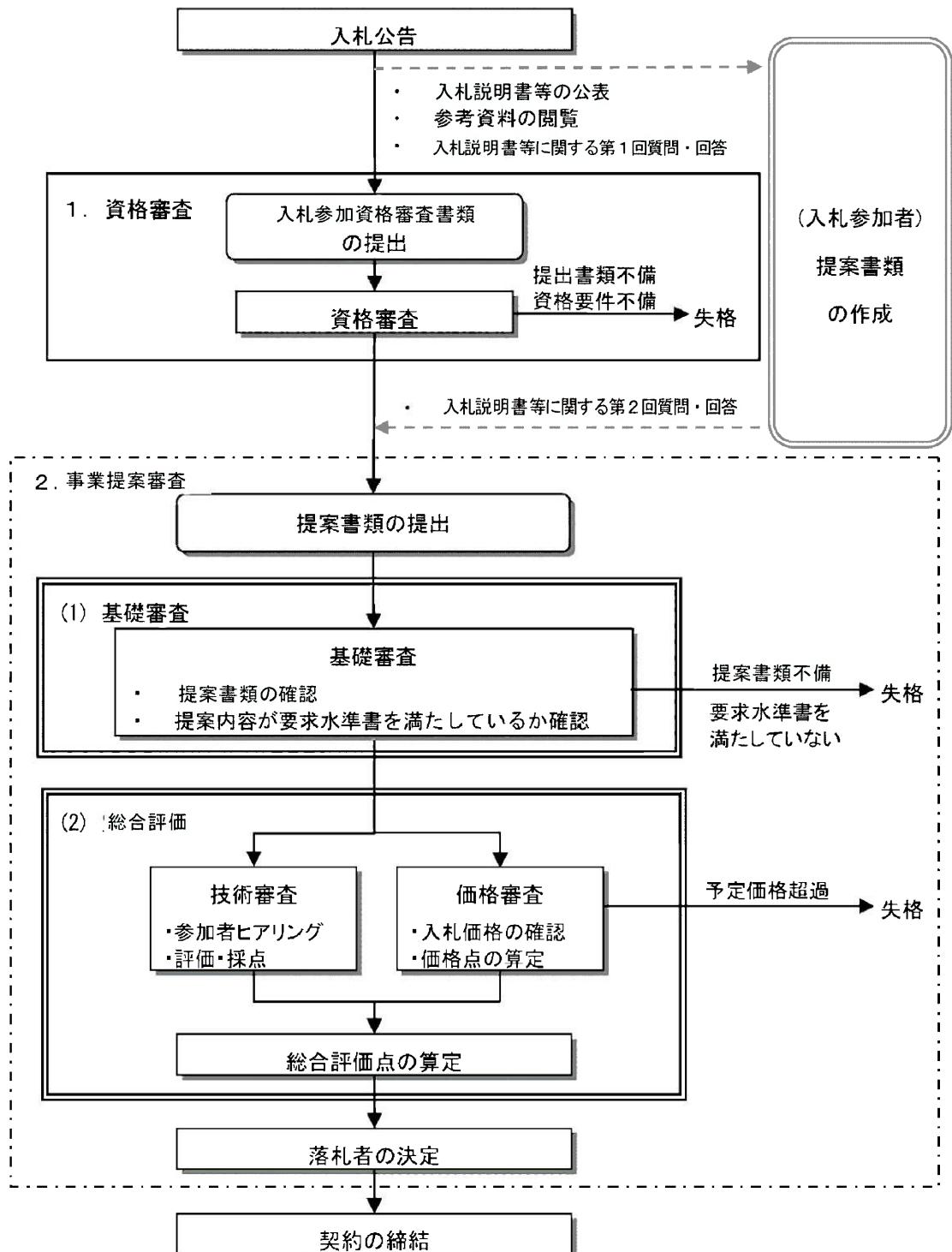
平成 29 年 9 月 22 日 (金) 17:00 までにホームページにて公表する。

3) 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告は、平成 29 年 9 月 29 日 (金) に行い、併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

#### 4) 事業者の募集・選定の流れ

入札公告から落札者決定に至るまでの手順は、以下を予定している。



### 3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務の実施にあたっては、以下に示す「応募者の構成等」で規定するものはもとより、組合の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、組合管内に本社がある企業（会社）を積極的に活用すること。

#### 1) 応募者の構成等

- ①応募者は、本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループとする。
- ②応募者の中から「2)②ア 本施設の埋立地等の建設を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③構成員の変更は認めない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ④構成員のうち、少なくとも1者は組合管内に本社又は本店、支店（支社、営業所、事業所等の本社・本店の出先機関も含む）がある企業が含まれるものとする。
- ⑤構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑥構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。

上記「⑥」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

##### ア 資本関係がある場合

以下の a)又は b)のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係がある場合

以下の a)又は b)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑦構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

- ⑧同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

#### 2) 応募者等の参加資格要件

##### ①共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者  
イ 熊本県、組合及び構成市町の指名停止措置を受けている者  
ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者  
エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者  
オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者  
カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者  
キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者  
ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者  
ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者  
コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者  
サ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者  
・一般廃棄物最終処分場・敷地造成実施設計及び事業者選定アドバイザリー業務託受託者  
中日本建設コンサルタント株式会社  
シ 組合が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業  
ス 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

## ②各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設の各業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。また、同一の監理技術者 1 名が兼務する場合においては、両方の資格を 1 名で有する必要がある。

### ア 本施設の埋立地等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の埋立地等の建設を行う企業（当該業務を複数の企業で実

施する場合は少なくとも主たる業務を担う 1 者) は、以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による建築工事業について特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（入札参加資格審査書類の提出期間の末日の 1 年 10 月前の直後の営業年度終了の日以降、かつ、直近の審査基準日のものに限る。）の総合評定値が、建築一式工事 1,300 点以上であること。
- (ウ) 組合の競争入札参加資格者名簿（平成 28・29 年度あるいは平成 29・30 年度）の建築工事の登載者であること。
- (エ) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者 1 名を本工事に専任で配置できること。
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物最終処分場又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物最終処分場の埋立地の建設実績（実績証明は、請負契約書、要求水準書、当該施設のカタログ等でも可）を有すること。なお、建設実績は以下に示す要件をすべて満たすこと。
- a) 埋立容量 100,000 m<sup>3</sup>以上の一般廃棄物最終処分場又は埋立容量 100,000 m<sup>3</sup>以上の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る。以下同じ。）
- b) 被覆型の一般廃棄物最終処分場又は被覆型の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（規模は問わない。）
- c) 入札公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての建設実績を有すること。

#### イ 本施設の浸出水処理施設の設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の浸出水処理施設の設計・建設を行う企業（当該業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者）は、次の要件を満たす企業であること。

- (ア) 組合の競争入札参加資格者名簿（平成 28・29 年度あるいは平成 29・30 年度）の清掃施設工事の登載者であること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (ウ) 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者 1 名を本工事に専任で配置できること。
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（処理能力 25m<sup>3</sup>/日以上かつ脱塩処理機能を有するもの）の建設実績（下請けも可とする。実績証明は、請負契約書、要求水準書、当該施設のカタログ等でも可）を有すること。

#### ウ 本施設の浸出水処理施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の浸出水処理施設の建築物等の設計を行う企業（当該業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者）は次の要件を満たす企業であること。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設建築物全体の設計実績（下請けも可とする。実績証明は、請負契約書、要求水準書、当該施設のカタログ等でも可）を有すること。

### ③参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- イ 落札者決定日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消す。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### 4. 応募者の審査及び落札者の選定

##### 1) 審査機関

組合は、入札参加者の提案書類の審査を公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置した事業者選定委員会において実施する。

事業者選定委員会委員（敬称略）

委員名	所属
専門知識を有する者 岩永 宏平	(一財) 日本環境衛生センター 理事
鳥居 修一	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授
中山 裕文	九州大学大学院 環境社会部門 准教授
水木 祐一	(株) 日本政策投資銀行九州支店 企画調査課長
柳瀬 龍二	福岡大学 環境保全センター 教授
関係市町副市町長 芳野 勇一郎	菊池市副市長
濱田 善也	合志市副市長
田中 令児	大津町副町長
大山 陽祐	菊陽町土木部長

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する上記委員会の委員に対し、提案書類の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

##### 2) 審査の手順及び方法

###### ① 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

###### ② 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、上記委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

###### ③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

###### ④ 審査結果

審査の結果については、各入札参加者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

#### 5. 落札後の手続き

##### 1) 建設工事請負契約

組合は、事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者と締結する。

## **第5　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

### **1. 想定されるサービスの水準・仕様**

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務を行うものとする。

### **2. 想定されるリスクの分担**

#### **1) 基本的な考え方**

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い公共サービスの確保を目指そうとするものである。設計・建設業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

#### **2) 想定されるリスクの分担**

組合と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-2 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

### **3. 組合による事業の実施状況の監視**

組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設における業務について、評価・監視を行う。評価・監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する本施設の設計・建設業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

## 第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 敷地面積及び配置

#### 1) 事業実施区域面積

約 20 万  $m^2$  (「実施方針添付資料-1 事業実施区域」参照)

#### 2) 最終処分場施設建設用地面積

約 3 万  $m^2$  (「実施方針添付資料-1 事業実施区域」参照)

### 2. 都市計画事項

#### 1) 区域区分

市街化調整区域

#### 2) 用途地域

指定なし

#### 3) 防火地域

指定なし

#### 4) 高度地区

指定なし

#### 5) 建ぺい率

70%以下

#### 6) 容積率

200%以下

## **第7　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1. 係争事由に係る基本的な考え方**

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

### **2. 管轄裁判所**

事業契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### **2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- 1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### **3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は事業継続の可否について協議する。

また、設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。

### **4. その他**

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に記載する。

## **第9 その他事業の実施に関し必要な事項**

### **1. 議会の議決**

組合は、本事業の事業契約締結にあたっては、予め議会の議決を得るものとする。

### **2. 情報提供**

情報提供は、適宜、組合のホームページで行う。

### **3. 応募に伴う費用負担**

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### **4. 本実施方針に関する担当部署**

菊池環境保全組合 建設推進課

〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大津 115

電話：096-293-2555 FAX：096-293-3350

メール：kensetsu2@kikunanseisou.or.jp